



遺言書を作る人って珍しい？

弁護士 鈴木 大輔

Aさんは仕事を数年前に定年退職し、今は悠々自適に暮らしています。ところが1年前に妻に先立たれ、それをきっかけに自身の今後のことを考えるようになりました。そこである日、弁護士のもとに相談に行ったのです。Aさん「私には、妻はもう亡くなったのですが、2人の息子がおります。私が死んだら、財産は2人が相続するんですよね」

弁護士「そうですね」

Aさん「息子たちが揉めたりしないか、ちょっとだけ心配なんですよね。それに相続の手続きやなんやらで面倒をかけたくない気持ちもあります」

弁護士「それなら、財産の分け方について、遺言書を書いておくといいでしょ」

Aさん「その遺言書というヤツなんですが、簡単にできますか？ また、実際のところ、遺言書を書く人ってどのくらいいるんでしょうね？」

弁護士「方法はいくつかありますが、難しくはないですよ。遺言書を書かれる方は結構いらっしゃいます」

Aさん「息子たちには今まで十分な援助をしてきましたし、2人とも今では立派に社会人としてがんばっていますので、何も心配していません。そこで私の死んだ後は、私の財産の一部を何処かに寄付して、社会の役に立ててほしいという気持ちもあるんです。こういうことはできますか」

弁護士「できますよ」

◆—解説

遺言書といっても、多くの人には馴染みがないかもしれませんね。ドラマや漫画などの影響で「大富豪が作るもの」なんてイメージがあるかもしれません。

もっとも、遺言書を作る方は決して珍しくはありません。その動機は、例えば「財産のことは自分で決めておきたい」「相続をめぐる争いや面倒な手続きを予め防止したい」「お世話になった人に財産の一部をあげたい」「最期に自分の思いを書いて伝えたい」など、人によって様々です。

でも、実際に遺言書を作るとなると、なかなか取っつきにくいという方が多いのではないのでしょうか。

遺言書には「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」があります（これ以外にもやや特殊な遺言の形式もありますが、ここでは触れずにおきます）。

自筆証書遺言は、文字どおり、自分で手書きして作る遺言書で、比較的簡単に作ることができるのがメリットです。もっとも、法律上いくつか守らなければならない条件（全文手書き、日付、署名等）があって、ここを間違えるとせっかく作った遺言書が無効と扱われてしまう場合もあるので、注意が必要です。内容を訂正するにも一定の方式を守らなければなりません。また「検認」という家庭裁判所の手続きを経る必要があるので、死後に相続人等がこの面倒な手続きをしなければならないというのもデメリットです。

一方、公正証書遺言は公証役場で作成するので、その分手間と費用がかかるのがデメリットといえるでしょう。しかし、内容や形式などに比較的時間違いが起きにくい、前述の検認手続きも不要であるなど、多くの長所があります。手間と費用がかかるといってもさほどのものではありませんので、公正証書遺言のほうがおすすめです。

なお近時、自分の死後は社会のために役立ててほしいと、財産の一部を公益法人や地方公共団体などに寄付したいという遺言をされる方が多くなってきているように感じます（遺言によって相続人以外の人や法人に財産を与えることを「遺贈」といいます）。前述のとおり遺言書を作る動機は様々ですが、もしこうした希望を持っている方は、遺言書の作成を検討されるとよいでしょう。法律家などに一度相談をしてみるのもよいですね。

執筆者プロフィール

鈴木 大輔（すずき・だいすけ）

弁護士（第二東京弁護士会）。

中央大学法学部卒業。

趣味は、スキー、登山、オートバイ、盆栽。

所属：東京リベルテ法律事務所